

地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターの取引金融機関選定 プロポーザル実施要領

1 目的

とちぎリハビリテーションセンターは、平成30年4月1日に、地方独立行政法人が運営する形態に移行することを予定しています。法人名は、地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター（以下「法人」という。）となります。

法人化後は、現行の地方公営企業法の規定に基づく出納取扱金融機関の制度が適用されなくなることから、法人は、入出金及び資金移動等の出納業務を総合的に取り扱わせる金融機関を選定し、法人と金融機関との間に緊密かつ継続的な関係を構築していく必要があります。

そこで、法人化後の資金収納や支払い事務等を経済的かつ効率的に行うために、プロポーザル方式により、主要取引金融機関を選定します。

2 業務内容（詳細は別紙「業務仕様書」のとおり）

- (1) 預金口座の設置
- (2) 入金業務
- (3) 出金業務
- (4) 振替（資金移動）業務
- (5) 現金集配業務
- (6) A T M設置及び運用業務
- (7) 短期融資業務
- (8) 余裕金運用支援業務
- (9) コンサルティング業務
- (10) 職員の福利厚生等に関する業務
- (11) その他の業務

3 参加資格

参加資格は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 預金保険法第2条に規定する金融機関（銀行法に規定する銀行、長期信用銀行法に規定する長期信用銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会、商工組合中央金庫等）、農水産業協同組合貯金保険法第2条第1項に規定された農業協同組合又は郵政民営化法第94条に規定する郵便貯金銀行であること。
- (2) 栃木県内に本店又は支店を有すること。
- (3) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

4 選定スケジュール

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| ・ 公募の開始 | 平成29年8月25日（金） |
| ・ 参加申込書の提出期限 | 9月 4日（月）午後5時15分まで |
| ・ 質問書の提出期限 | 9月 4日（月）午後5時15分まで |
| ・ 質問に対する回答 | 9月 8日（金） |
| ・ 企画提案書の提出期限 | 9月15日（金）午後5時15分まで |
| ・ 第1次審査結果の通知 | 9月22日（金） |
| ・ 第2次審査（プレゼンテーション）の実施 | 9月27日（水）予定 |
| ・ 第2次審査結果の通知 | 9月29日（金）予定 |

5 参加手続き

(1) 実施要領及び業務仕様書の交付

① 交付期間 平成29年8月25日（金）から平成29年9月4日（月）まで

② 方法

とちぎリハビリテーションセンターのホームページからダウンロードしてください。

ホームページアドレス：<http://www.rhc.pref.tochigi.lg.jp/index.html>

(2) 参加申込書の提出

① 提出期限 平成27年9月4日（月）午後5時15分まで

（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで（国民の祝日及び正午から午後1時までを除きます。））

② 提出場所

〒320-8503 栃木県宇都宮市駒生町3337-1

とちぎリハビリテーションセンター管理部財務課

③ 提出書類

- ・ 参加申込書（様式1）
- ・ 会社概要が分かるディスクロージャー誌

④ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出することとし、郵送の場合は①の提出期限必着とします。

(3) 質問及び回答

① 受付期限 平成29年9月4日（月）午後5時15分まで

② 質問の提出方法

別紙「質問票」（様式2）に質問内容を記入し、下記の電子メールアドレスあて送付してください。なお、送信時には、必ず受信確認を行ってください。

・電子メールアドレス：reha-c@pref.tochigi.lg.jp

③質問に対する回答

受理した質問に対する回答は、取りまとめたうえで、参加申込書の提出があったすべての者（同書記載の連絡先メールアドレス宛て）に対して、平成29年9月8日（金）までに電子メールにて回答します。

（4）企画提案書の提出

①提出期限 平成29年9月15日（金）午後5時15分まで

（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで（国民の祝日及び正午から午後1時までを除きます。）

②提出場所 （2）②と同じ。

③提出書類

・企画提案書（様式3）

④企画提案書の記載内容等

・記載内容等については、別紙「企画提案書記載要領」に基づくこととします。

⑤提出方法 （2）④と同じ。

⑥提出部数 1部（併せて写しを10部提出してください。）

6 選定方法

審査委員会を設置し、別紙「選定基準」に基づき、以下の審査を行います。

（1）第1次審査

①審査委員会による書面審査

審査委員会において、提出された企画提案書の書面審査を行い、上位数社を選定します。ただし、企画提案書を提出した者（以下「企画提案書提出者」という。）が少数であった場合、第1次審査を省略できるものとする。

②審査結果の通知

審査結果は、平成29年9月22日（金）に、すべての企画提案書提出者に通知します。なお、審査の内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めません。

（2）第2次審査

第1次審査において選定された者（第1次審査を省略した場合は、企画提案書提出者。以下「第1次審査通過者」という。）に対し、次のとおりプレゼンテーションによる審査を実施する。

①実施時期 平成27年9月27日（水）予定

②実施方法

プレゼンテーションの内容は、企画提案書の説明・補足及び審査委員からの質問に対する回答とする。

③候補者の特定

審査委員会において、企画提案書（プレゼンテーションを含む。）の内容を総合的に審査し、最も優れた提案を行った者（以下「候補者」という。）を特定します。

④特定結果の通知

特定結果は、すべての第1次審査通過者に通知します。なお、審査の内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めません。

⑤候補者が契約を辞退した場合等の取扱い

候補者が契約を辞退した場合又はその他契約を締結しないこととなった場合は、審査委員会において候補者の再特定を行えるものとします。

7 契約に関する事項

- (1) 栃木県は候補者と別途協議を行い、協議が整った場合は取引金融機関として選定します。
- (2) 契約手続きは、平成30年4月1日に法人と取引金融機関が行うものとします。
- (3) 平成30年3月31日までの間は、準備期間とし、契約に向けた協議及びファームバンキング又はネットバンキングシステム導入のための打合せ等を行います。

8 契約の解除

契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は損害賠償金を納付しなければなりません。

- (1) 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 上記（3）及び（4）に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。

- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記(6)に該当する場合を除く。)において、栃木県が下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、契約の相手方がそれに従わなかったとき。
- (8) この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を栃木県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

9 その他

- (1) 必要に応じ、追加資料の提出を求め場合があります。
- (2) 提案書等及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 提出された書類は返却しないものとします。なお、提出された書類はこのプロポーザルに係る審査以外には利用しません。
- (4) プロポーザルの参加に要する費用は、参加した者の負担とします。
- (5) 提出されたすべての書類は、栃木県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書(個人情報等は非公開)となりますが、提出者に無断で公開することはありません。
- (6) 提案書等に虚偽の記載をした場合には、失格とします。
- (7) 提案書等の受理後の差し替え、及び追加・削除は、原則として認めません。
- (8) 提出期限までに提案書の提出がない場合には、提出期限を経過した時点をもって辞退したものとみなします。

**地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターの取引金融機関選定
プロポーザルの事業者選定基準**

項 目		内 容	配点
健全性	1 経営安定性	(1)自己資本比率 (2)不良債権比率	20点
	2 法令順守	(1)業務改善命令の有無 (2)コンプライアンスの取組状況	
利便性	1 ファームバンキング等	(1)ファームバンキング又はインターネットバンキングの機能 (2)ファームバンキング又はインターネットバンキングの費用	40点
	2 現金集配金	(1)集配金サービスの内容 (2)集配金サービスの手数料	
	3 ATMの設置	病院におけるATMの設置	
	4 指定金融機関等の実績	官公庁との指定金融機関の指定実績、又は地方独立行政法人の主要取引金融機関の指定実績	
	5 コンサルティング	(1)コンサルティング業務の内容 (2)コンサルティング業務に関する費用	
	6 職員の福利厚生等	(1)職員の福利厚生に関するサービス内容 (2)職員の福利厚生に関する費用	
	7 その他の業務	(1)その他のサービス内容 (2)その他のサービスに関する費用	
経済性	1 振込手数料	(1)一般振込手数料 (2)給与振込手数料	40点
	2 その他手数料	(1)その他手数料	
	3 短期融資業務	借入金適用金利、審査期間等	